明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○電気事業法の一部を改正する法律（七四）　三
○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（七五）　二

〔政　令〕
○道路法施行令の一部を改正する政令（三一三）　一五
○平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三一四）　一六

〔省　令〕
○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（国土交通八九）　一六

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づく危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業一〇）　一三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二八六三）　一七
○道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（国土交通一一二八）　一三
○開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（同一一二九）　一四

〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　一四
労　働
中央労働委員会調停委員候補者名簿の公表について（厚生労働省）　一六
国家試験
平成二十五年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一六
CBTによる平成二十五年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人大学入試センター・独立行政法人防災科学技術研究所・独立行政法人自動車事故対策機構）、特定計量器型式承認、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二四
会社その他
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇**電気事業法の一部を改正する法律**（法律第七四号）（経済産業省）

1　接続供給の定義の見直し

「接続供給」の定義に、電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下「非電気事業用電気工作物」という。）を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。）等を追加することとした。（第二条第一項第一四号関係）

2　電気の使用制限措置に係る規定の見直し

経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼす等と認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度等を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者（以下「一般電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる等の所要の規定を整備することとした。（第二七条関係）

3　広域的運営推進機関

㈠　広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の目的、会員、設立、定款記載事項及び役員等に関する所要の規定を整備することとした。（第二八条の四～第二八条の三九関係）